

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成17年8月12日

長野市監査委員	小	林	昭	人
同	高	波	謙	二
同	伊	藤	治	通
同	田	中		健

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項) 1 平成 15 年度新住民情報システム 2 次開 発業務委託 (報告書 75 ページ)</p> <p>(1)システム設計における作業時間の実績 を把握する必要のあるもの 本業務委託契約における予定価格は、S E (システムエンジニア)及びP G(プログラ マー)の単価に「人月」を乗じて積算してい るが、委託業務の実施状況としてS E、P G 等受託職員の当該業務従事時間の報告を受 けていない。 当該委託業務に当たっては、業務の性質 上、S E、P Gが市に常駐しているが、必ず しも、1日中当市の業務に従事してはいない ことから、その委託業務従事に係る勤務簿の 提出を求めるなど、作業時間の実績を把握す る必要がある。 また、中核市等各市とコンピュータ関連業 務における積算状況及び契約内容に係る情 報提供・照会等相互に情報交換を行い、経費 積算の基礎となる資料の収集に努め、今後の 適切な予定価格の積算の参考資料とする必 要がある。</p> <p>(指摘事項) 2 システム遠隔監視業務委託 (報告書 76 ページ)</p> <p>(1)他市の契約実態等を把握し参考とすべ きもの 本業務に係るシステムは、富士通サポ ートアンドサービス(株)が開発した通報シ ステムであることから、同社と一社随意契約を締 結している。 業者側の見積もりを参考に予定価格を 月額 120,000 円としているもののその根拠 が明確でなく、業者に見積もりの内訳を求め るなど見積りの妥当性を検証するための適 切な対処を行っていない。</p>	<p>システム開発に係る業務委託に関しては、予定 価格算定に、「人月」を乗じて積算してはいるもの の、単に管理委託業務のような委託内容とは異な り、システム開発という成果品を納品する形の委 託業務であり、いわば建設工事等と同種の内容で ある。 発注者側の要求を満たした成果品が納品されれ ば、実際に成果品の納入にどれだけの「人」と「時 間」を要したかを求めることは、契約の性格上、 必須要件とは言い難い。しかしながら、以後の予 定価格積算の参考資料として、業者側に、資料提 供を求めることとし、改善を図った。</p> <p>他の中核市等との情報交換は、従前より行って おり、今後も業務上の参考資料とすべく、相互の 情報交換を継続していきたい。 (情報政策課)</p> <p>見積りの内訳については、その積算内訳を求め、 妥当性の検証を行うこととし、改善を図った。 また、他市の状況についても情報交換により、 実態把握及び比較検討のための資料収集に努めて いきたい。 (情報政策課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>当該業務の監視項目は18項目もあり、個々の積算が行われているものと推測されるが、その料金表を求め、あるいは中核市等其他市の積算価格の実態を把握するなど、適切な対処が必要である。</p> <p>3 長野市フルネットセンター警報監視システム業務委託について (報告書77ページ)</p> <p>(1)長野市フルネットセンター警報監視システムの予定価格の積算について、見積もり業者からその内訳を求めるなどのほか、他市との情報提供・照会等相互に情報交換を行い、比較検討するなど積算価格の明確化に努めるべきである。</p> <p>(2)長野市フルネットセンター警報監視システム業務委託の受託者である(株)エヌ・ティ・ティファシリティーズ首都圏事業本部は警報監視業務についてセコム上信越(株)に委託しているが、市は承諾書を与えていない。長野市の標準委託業務契約書に沿って、書面により承諾を与えるべきである。</p> <p>4 長野駅善光寺口周辺自転車駐車場整備計画調査について (報告書79ページ)</p> <p>契約内容のうち、スケッチ作成を義務づけているが、作成場所が多数となるとともに、あまり利用効果もないことから作成を見送ったとのことである。</p> <p>このような場合、契約変更(減額)などの手続きをとるべきところ、これを行っていないのは、適切でない。</p> <p>契約内容の変更があった場合には、適切に対処されたい。</p>	<p>今後の契約については、見積もりの内訳の提出を求めるとともに、他市と比較可能な部分について情報を収集して検討することとし、改善を図った。</p> <p>今後の契約については、受託者からの申し出に基づき、承諾書を交付することとし、改善を図った。 (情報政策課)</p> <p>業務の受託者との協議により、契約変更ではなくスケッチを作成することとし、平成17年3月7日成果品が納品された。 (交通政策課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>5 償却資産データ入力業務委託について (報告書 81・82 ページ)</p> <p>(1) 単価契約とすべきもの 毎年、総価契約しているが、算出基礎となる数量については予測された数量であり、実際に発注された数量との間に差異が生じているものと思料されるが、正確な差異を把握していない。 年度により発注数量が変動するものについては、発注数量に基づき支払いがなされる単価契約の方法をとるべきものである。</p> <p>(2) 競争性を重視した入札に改めるべきもの 従来から(株)電算に一者随意契約していたが、理由については「電算化導入時から請負、業務のノウハウがあり他業者への切替は技術的に困難」としている。 しかし、業務内容は比較的単純なもので特殊なものはなくどのような業者でも対応できるものである。 一者随意契約の理由について、「契約の手引き」でも述べているようにより具体的な理由を求めているところであるが、上記内容では妥当性の観点から見ると明確な理由と言えないため、今後の委託に当たっては、競争性を重視した入札に改めるべきである。</p>	<p>(1) については、委託内容を、内容別に単価を決定し実績数に応じて支払いをする方式に変更する。</p> <p>(2) については、他にも本業務を行うことが可能である業者があるため、契約にあたっては仕様書の内容を精査し入札方式に改める。</p> <p>業務委託の実施時期については、平成 18 年申告分(2月・3月入力)からのため、本年 12 月に入札の上契約する予定である。 (資産税課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項) 6 平成15年度OCR保守 (報告書83ページ)</p> <p>(1)再委託の承認手続きをすべきもの OCR装置保守業務委託は、(株)電算と随意契約となっているが、実際の保守業務は、日立電子サービス(ハード担当)が行い、(株)電算(ソフト担当)は直接保守業務を行っていない。</p> <p>契約書第15条によれば、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承させ、または担保の目的に供してはならないとされている。このため、この条項に抵触する恐れのあるものについては、市の承認が必要となっているが、この契約では市は再委託の承認を行っていない。</p> <p>再委託の承認書を提出させ、再委託について承認手続きを取るべきである。</p>	<p>契約書の条文を整備し、平成17年度から再委託の承認手続きを取った。 (収納課)</p>
<p>(指摘事項) 7 要介護(在宅)認定調査委託 8 要介護(施設)認定調査委託 (報告書89ページ)</p> <p>(1)契約書等において委託業務内容について具体的に示すべきもの 委託内容については要介護認定調査の業務を委託することとしか示しておらず、具体的な業務内容は明確ではない。双方にとって当然の了解事項であっても、業務内容は契約上重要事項であり、また、履行確認の面からも具体的に示すべきである。</p>	<p>平成17年度認定調査委託分の契約書から、要介護認定調査委託契約書第1条の委託内容に条項を追加し、委託内容を具体的に明示した。 (介護保険課)</p>
<p>(指摘事項) 9 平成15年度長野市有害大気汚染物質調査委託 (報告書98、99ページ)</p> <p>(1)測定場所の選定を計画的・合理的に行べきもの</p>	<p>有害大気汚染物質調査地点は、毎年策定される長野市環境測定計画により計画的に実施されている。</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>北長池地区有害大気汚染物質調査委託について周辺の状況を把握していれば別契約として契約する必要がなかったものである。 大気汚染測定場所の決定については、計画的・合理的に行うべきである。</p> <p>(2) 予定価格の決定に係る見積書を保存すべきもの 平成15年度の予定価格決定に際しては、4者からの見積もりを取り、決定したとのことであるが、確認することができなかった。予定価格決定にあたっての見積書は重要な意味を持つ書類であることから、保存しておくべきである。</p> <p>(指摘事項) 10 平成15年度長野市中小河川底質分析調査委託 (報告書100ページ)</p> <p>(1) 設計積算に必要な情報の収集に努めるべきもの 中小河川底質分析調査委託の設計において、実際の落札業者の見積書に業務処理に当たった要員数、所要時間の記述をさせ、履行状況を確認し、今後の設計・積算の有用な情報を収集すべきである。</p>	<p>南長池地区で操業している廃プラスチック破碎施設については地区住民よりの要望に対応するために測定計画に加えて1箇所での実施を計画したが、市民会議において隣接する北長池地区からの強い要望があり、別契約で追加測定を行ったものである。 今後は測定計画の策定において周辺状況や住民要望の把握につとめ、合理的・計画的な測定地点の選定を行っていく。</p> <p>見積書については設計書作成時に4社より取ったが、設計書とは別に保管しており、整理が不十分であったため所在が不明となった。徴収した見積書については今後紛失することの無いように充分注意し、整理保管することとした。 (環境管理課)</p> <p>平成17年度事業実施に当たって、指摘事項を改善し、見積書に要員数や時間等を明示することを求め、履行状況を確認することとし、その結果を今後の事業実施の資料としていく。 (環境管理課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>（指摘事項） 11 先進地視察研修旅行業務委託 （報告書 101 ページ）</p> <p>（1）企画立案に当たって留意すべきもの 大豆島地区のうち松岡区所在の清掃センター内焼却施設・不燃物資源化施設の運転に関して、地域住民の理解を得るために実施している。</p> <p>平成 15 年度の契約手続を見ると、企画書を 2 社から提出させ、より安い企画書を提出したミスズ観光（株）を委託先としたものである。同企画書によると、上記視察先のほか宿泊地として、犬吠崎に行くことになっている。埼玉県川口市の視察と犬吠崎の宿泊は、合理性のある宿泊場所の選定と言えない。</p> <p>視察研修の設定に当たっては、合理性のあるルート設定とすべきである。</p>	<p>松岡区行政委員会の視察研修旅行は、施設設置区の役員にごみ処理について理解を深めていただくとともに、清掃センターの円滑なごみ処理の参考にさせていただくために実施している事業である。15 年度については、委員会に相談しながら、視察行程上、可能な範囲で宿泊地を選定しているが、合理的な選定ではなかったため、今後は視察場所に近いところで宿泊地を選定していく。</p> <p style="text-align: right;">（環境第一課）</p>
<p>（指摘事項） 12 環境業務委託について （報告書 102 ページ）</p> <p>（1）平成 14 年度包括外部監査報告での指摘事項に対する対応が遅れているもの</p> <p>平成 14 年度包括外部監査報告において、契約方式が 1 者随意契約となっていることについて、より競争性のある契約方式とするよう指摘したところであるが、監査日（平成 17 年 1 月 12 日）現在、いまだに一者随意契約での業務委託を行っている。</p> <p>担当者に説明を求めたところ、担当課内での検討は進めてきたところであるが、平成 17 年に正式に委員会を立ち上げて地域の分割などについての議論を経てから、平成 18 年度に競争性のある契約方式とする方向で準備中との説明であった。平成 14 年度の監査結果への対応としては、遅れているものといわざるを得ない。</p> <p>長野市の業務委託契約のうちにあっては高額の業務委託でもあることから、迅速な改善が望まれる。</p>	<p>平成 16 年度に 1 町 3 村の合併が予定されていたため、合併地区も含めての検討が必要となった。合併町村は収集する車両を保有し、収集作業員を雇用していたことから直営収集としたが、豊野地区については、一部処理施設が異なることから、紙類の収集業務及び、缶・金属類、粗大ごみの収集業務を指名競争入札とした。</p> <p>平成 17 年度に専門家による検討委員会を設置し、概ね 3 年後に長野市全体の見直しができるよう検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">（環境第一課）</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項) 13 プラスチック分別説明ビデオ制作委託 について (報告書 103 ページ)</p> <p>(1) 必要数量の設計が過大なもの プラスチック分別説明ビデオ制作委託契 約では、ビデオ1,000本を制作・納入させて いる。 その利用状況を見ると、ビデオは、470地 区に対して554本を配布し、残りの446本は、 貸出用との説明である。 しかし、その貸出状況は、平成15年度、 平成16年度で延べ7回に過ぎない。 ビデオは、1本650円で作成しているが、 事実上、446本が残った状態になっている。 ビデオ本数を地区の数に合わせた数を発 注し、不足分をダビングして渡すようにすれ ば、利用する可能性のない446本は発生しな かったものであり適切でない。 必要数量の設定に当たっては十分検討す べきである。</p>	<p>平成15年度1,000回程度実施した、プラスチッ ク製容器包装の分別地区説明会の際に使用するた め、当初説明会1回に1本配付する予定で1,000 本作成した。実際に説明会を行ってみると、地区 にビデオを見る機材がない等の理由で配付しな かった地区や、その逆で複数本要求される地区もあ り、当初の配付計画どおりではなかった。説明会 の期間が長かったこともあり、不足することが懸 念されたため配付を控え残数がでた。 現在は合併した戸隠・鬼無里・大岡地区に配付 し活用している。 17年度は平成18年度からプラスチック製容器包 装の分別を予定している豊野地区で配付する。 今後は必要数量設定の際には十分に検討する。 (環境第一課)</p>
<p>(指摘事項) 14 プラスチック分別説明ビデオ(英語)制 作委託 (報告書 104 ページ)</p> <p>(1) 一者随意契約理由に該当しないもの 前述(整理番号827)のプラスチック分別 説明ビデオは、地元行政委員会(自治会・町 内会)からの要望があつて、作成することと したものであり、貸出用として利用してい る。 日本語版を制作した(株)共立プランニング へ委託することにより台詞、ナレーション、 スーパーを英語・中国語・手話入りに編集し なおすだけで英語・中国語・手話入りによる 説明ビデオが制作できるとして3つをそれ ぞれ一者随意契約としている。 委託する業務は、既に、説明会でも利用し</p>	<p>追加発注したこの分別説明ビデオの制作委託に ついては、プラスチック製容器包装の分別地区説 明会を実施する中で、地区より作成の要望があ つたもの。制作を急いでいたことから、追加制作 に必要な打ち合わせが容易な日本語版の制作業者 に発注した。今後は競争性のある契約方式につい て十分検討する。 (環境第一課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>ているビデオの英語版・中国語版・手話入り版を作成するというものであり、日本語版の制作業者でなければできない業務とはいええず、随意契約の理由には該当しない。</p> <p>計画段階での検討を十分に行い、1 契約とすることで事務処理の効率化を図り、より競争性のある契約方式とすべきである。</p> <p>（指摘事項） 15 清掃センター焼却施設定期点検整備委託 （報告書 105 ページ）</p> <p>（1）設計・積算の検証をすべきもの 清掃センターは焼却施設定期点検整備委託をメーカー1者に委託されてきた。 予定価格の積算手順をみたところ、1者（日立造船）のみの見積もりを基礎に積算しているとの説明である。22年間、同業他社の目に触れる機会がなく契約金額が決定されてきたこと自体が異常であるとの認識がないように見受けられる。 他市の同規模施設（150t 焼却炉）の同種業務委託状況を調査する等の検証を行うべきである。</p>	<p>設計積算については、清掃センターで毎年国土交通省の積算基準をもとに工事・業務委託設計積算基準を定め、それに基づき積算しているが、見積りについては、指摘のとおり一者見積もりを参考にしている。</p> <p>そこで他市の同規模で同種業務の状況をいくつか調査した。</p> <p>他市では、各種積算資料を参考にしているとしているが、基本的には契約実績や業者見積りを参考にしている。この場合随意契約であるため、1者見積りとしている。</p> <p>また、その見積もりの内容についても調査をしたが、見積書の記載方法が違うことや、設備が相違するため、比較することが困難である。</p> <p>プラント設備の点検整備などはプラントメーカーと随意契約の場合が多く、独自の単価で設計ができない為、本市と同様の積算方法が行われている施設がほとんどであった。</p> <p>なお見積もり・設計価格・落札金額についても情報の収集に努め、設計額の妥当性を高めたい。 （清掃センター）</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項) 16 未登記農道信更 217 号線用地測量委託 (報告書 107 ページ)</p> <p>(1)未登記の農道測量委託について集約して契約すべきもの 厳しい財政状況の中、問題発生の可能性が高いなど緊急性のあるものについて限定的、かつ計画的に実施することが求められていることから、時間的、場所的にでき得る限り小額契約を集約し、効率的、経済的に実施すべきである。</p>	<p>平成 17 年度から、時間的、場所に集約できる物件は、まとめて発注することに心がけるように課内で意思統一を行い、改善を図った。 (農業土木課)</p>
<p>(指摘事項) 17 農集排七二会中部地区管路調査委託 (報告書 109 ページ)</p> <p>(1)調査結果による修繕等指示及び実施確認を行うべきもの 当該委託契約の成果を踏まえて指示し、実施するものであることから、正確を期すため文書をもって指示及び実施確認を行うべきである。</p>	<p>平成 17 年度から、文書をもって指示及び確認を行うように改め、改善を図った。 (農業土木課)</p>
<p>(指摘事項) 18 平成 15 年度長野市ツキノワグマ学習放 獣委託 (報告書 110 ページ)</p> <p>(1) 仕様書をもって具体的に明確に指示すべきものについて 長野市は、(株)野生動物保護管理事務所とツキノワグマ学習放獣委託事業を、捕獲檻設置・撤去作業及び学習放獣作業ごとに単価契約している。 仕様書に捕獲檻設置について発注方法が明示されていないが、この設置は受託業者に</p>	<p>仕様書をもって具体的に明確に指示すべきものについては、仕様書に具体的説明がないことが、原因であった。 そのため、従前のツキノワグマ学習放獣委託事業実施仕様書を別紙のとおり改め、改善を図った。 (森林整備課)</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>一任するのではないことから、発注方法を明確にしておくべきである。</p> <p>また、捕獲檻設置・撤去作業及び学習放獣について具体的な作業内容の説明がなく、受託業者に一任している。さらに、放獣の際の危険防止のために、最低限、用意すべき事項及び配慮等具体的に指示すべきである。</p> <p>（指摘事項） 19 15 - 14 上松三丁目地区地籍図修正業務委託 （報告書 119 ページ）</p> <p>（1）業務委託に当たって契約を締結すべきもの</p> <p>本件地籍図修正業務を委託するに当たって、財政部管財課締結の単価契約（表示登記嘱託業務）の適用があるものと考え、以前から発注書を単価契約の相手方に送付し、受注書を受け取って契約できたものとして処理してきた。</p> <p>しかし、財政部管財課締結の単価契約第1条には、「甲が取得又は処分する土地又は建物等の表示に係る嘱託登記に関する次に掲げる業務（以下「表示登記嘱託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを委託する。」（甲は長野市）とあるのみで地籍図の修正業務は入っていない。契約がないまま本件業務を委託し処理させてきたものであり適正でない。</p> <p>業務の委託に当たっては、契約を締結した上で行うべきである。</p>	<p>業務委託に当たって契約を締結すべきものについては、財政部管財課締結の単価契約第1条が地籍図の修正業務を含んでいない契約と解されるため、この契約第1条を「甲は、土地又は建物等の表示に係る嘱託登記に関する次に掲げる業務（以下「表示登記嘱託業務」という。）のうち、甲が指定する業務の処理を乙に委託し、乙は、これを委託する。」に改正（平成17年4月1日）することを財政部管財課に依頼して改善を図った。</p> <p>また、地籍図の修正業務の内容は、上記の契約第1条の「次に掲げる業務のうち」に列記されている</p> <p>(1) 土地登記簿及び建物登記簿並びに住居基本台帳等の調査 (2) 嘱託登記に必要な土地及び建物の現地調査、測量並びに測量図作成</p> <p>に当たるもので本業務は財政部管財課締結の単価契約の適用があると考えられる。</p> <p>（監理課）</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>（指摘事項） 20 蛭川排水機場技術指導等業務委託について （報告書 124 ページ）</p> <p>（1）契約をメーカーごとに集約して行うべきもの 蛭川排水機場技術指導等業務は、委託料50,000円で（株）鶴見製作所と委託契約しているが、同社にはこの他3排水機場を委託している。また、この他の10排水機場についても、個々の排水機場ごとに委託されているが、メーカーごとに集約すると10万円を越えるメーカーもあることから、これを集約し、請書によって文書化しておくべきである。</p>	<p>排水機場技術指導等業務委託契約をメーカーごとに集約して行うことについては、事務の効率化にもつながるので、平成17年度からメーカーごとに集約を図って実施することで改善を図った。 （河川課）</p>
<p>（指摘事項） 21 市営住宅今井団地健康異常管理装置保守業務委託について （報告書 126 ページ）</p> <p>（1）実績報告書の提出がないもの 定期点検報告書に加え、その他業務の実績報告書についても提出させ、業務実態を適正に把握し今後の事業展開の参考とすべきである</p>	<p>装置の機能が常時正常かつ良好に維持されることを目的とした業務委託であり、定期点検の他に、その他業務として、随時、装置故障対応や入退去時の装置取扱説明などの業務を含んだ内容としていた。それら対応は、現地作業を伴うもの、電話対応で済むもの、定期点検時の説明で済むものなどがあり、これらの報告書が提出されなかった。 今後は、これらその他業務部分の委託について、実施報告書に基づいて委託料の支払いをする契約内様にし、業務実態を適正に把握していきたい。 （住宅課）</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>（指摘事項） 22 市営住宅北五明東団地他樹木剪定業務委託について （報告書 127ページ）</p> <p>（1）作業方法を改善すべきもの 苦情処理のため、その都度剪定していると経費が割高となることが推定できる。従って、今後 300 戸を越えるような大規模団地の剪定にあたっては、年次計画を策定するなどして、団地環境と経費節減の観点から、一団地を一括剪定できるようにすべきである</p>	<p>居住者それぞれの要望をいくつかまとめて発注してきたが、結果的に発注回数が多くなってしまった。</p> <p>今後は、300 戸を越える今井、宇木、犀南各団地をはじめ、大規模団地については、各団地管理人を通じて要望とりまとめを行い、一括剪定ができるようにしたい。</p> <p style="text-align: right;">（住宅課）</p>
<p>（指摘事項） 23 駅周辺整備局事務所清掃委託 （報告書143ページ）</p> <p>（1）積算に当たり算出根拠を明確にすべきもの 長野駅東口の駅周辺整備局事務所清掃委託について予定価格積算書をみたところ、清掃の種類として日常清掃、床面清掃、ガラス清掃、剥離清掃、玄関マット清掃（大・小）からなっているが、建物延べ床面積及びそれぞれの清掃方法は示しているものの、清掃内容ごとの面積が明示されていない。清掃面積は、1 回当たりの積算単価に大きな影響を及ぼし積算額全体を算出するからには必要不可欠なものとなっていることから、この面積を明示しないまま予定額を積算しているのは適正でない。</p> <p>そもそも仕様書に清掃種別ごとの面積が表示されていない状態では、業者は適正価格算出が難しく、入札に当たり公平・公正な競争確保に問題が生じるものと思われる。</p> <p>市は、積算に当たり前年度実施した業者から見積書を徴し、その内容を参考に算出しているとのことであるが、担当者は清掃すべき場所を清掃種類別に正確に把握し発注できるよう今後、予定価格積算に当たり改善すべきである。</p>	<p>指摘の趣旨に従い、予定価格積算に際し日常清掃、床面清掃、剥離清掃の項目についてはそれぞれの面積を、ガラス清掃、玄関マット清掃に関してはそれぞれのサイズを算出し、積算する様に改善を図った。</p> <p>また、業務委託仕様内訳書として、清掃箇所をさらに細分化した上でそれぞれの面積を明示し、また清掃方法、及びその清掃頻度を一覧として羅列し、仕様を明確正確に把握するように改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（駅周辺整備局）</p>

措置の通知書

平成16年度 包括外部監査（委託について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項) 24 住民基本台帳データ渡しについて (報告書 144 ページ)</p> <p>(1) 契約に当たり確認すべきもの 消防局は、消防指令業務の一環として消防に関する事務を受託している町村の住民基本台帳の内容を、平成6年度から(株)電算を通して取得している。 ところで、この業務を(株)電算と一者随意契約しているが、その理由として「消防業務を受託した町村の住民記録についてのデータ管理は、(株)電算と契約している。従って消防局が必要とする住民記録データは(株)電算が管理保有しているため、他社との契約は難しい。」としている。 住民記録のデータについては各町村が保有し、各町村はデータ管理について(株)電算に委託しているもので、データの流失を防ぐためにデータ持ち出しについては禁止している。 長野市消防局にデータが渡るにしても各町村の了承が必要となるが、この契約に当たって消防局は、直接書面により各町村の了承を取っていないのは適切でない。 また、(株)電算が各町村から了承を受けたとする書面は出てきたものの平成6年にとったもので、その後の社会情勢が大きく変化してきている現在、新たな承認を取るよう指導されたい。 契約に当たっては、遺漏のないよう留意すべきである。 住民基本台帳の個人情報流出防止については、行政として最重要課題の一つであることから、消防局としても厳格な事務処理を行うべきである。</p>	<p>住民基本データ渡しについては指摘に従い、平成17年3月、消防業務受託6町村から消防局への住民基本データ使用を承諾する承諾書を受領し改善を図った。</p> <p>(消防局通信指令課)</p>

ツキノワグマ学習放獣委託事業実施仕様書

農林業に被害を与えたり、人に危害を及ぼす危険性のあるツキノワグマ(以下クマ)を捕獲し、二度と人間界に危害を与えないよう学習し、放獣する事業を委託する。

学習放獣

- (1) 檻を設置し、クマを捕獲する。
- (2) 捕獲したクマを不動化(麻酔)し、性別、年齢の調査、体長、体高、体重の計測の実施と標識を装着し、個体を識別できるようにする。
- (3) 唐辛子スプレー、花火などを利用し、クマを驚かせ、二度と人間界に出てこないようお仕置き学習をする。

1 作業員

- (1) 捕獲作業を行う者
「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づく鳥獣捕獲許可者及び従事者とする。
- (2) 放獣作業を行う者
個体の不動化(麻酔)、移動運搬、麻酔の覚醒、個体に対する学習、放獣等の各作業行程に関する技術に精通し、適正かつ安全に作業を行うことができる者。なお、標識の装着、計測、試料収集を行う場合は、その技術を有する者。

2 作業仕様

捕獲檻の設置

- (1) 捕獲檻の設置は、発注者からの連絡を得た後、発注者立会いのもと実施すること。
設置に当たっては、最も有効な場所にする。また、必ず捕獲許可証を檻に表示すること。
一般の人が誤って入ったり、触れてケガ等しないように状況によって注意喚起の標識等を掲示すること。
- (2) 捕獲オリ設置後は、定期的に見回り、檻の状態の確認と、餌の取替えを行なうこと。
- (3) 捕獲された際には、速やかに発注者へ連絡を行い、学習放獣の際には発注者の立会いのもとに作業を行なうこと。クマが衰弱しきらない内に、作業に取り掛かること。

学習放獣

- (1) 学習放獣作業にあたっては、第一に、周辺住民の他、作業者、立会人などの安全に配慮し実施すること。また、使用する器具や薬品の管理にも十分に配慮し、事故の無い様に実施すること。作業の安全確保のため、クマ除けスプレーなどを携帯した者が傍らに待機すること。
- (2) 麻酔薬は、発注者の意向を確認のうえ実施し、クマを眠らせてから計測等を実施すること。
- (3) 麻酔後の計測実施にあたっては、測定中にクマが覚醒することのないように麻酔する事。また、随時クマの状態を確認しながら実施すること。
- (4) 測定に当たっては、むやみに傷つけたりしないこと。覚醒後、クマが普通に生息できるように、タオルで眼を覆うなどして対処すること。
- (5) 研究のための抜歯、血液・体毛採取は認める。必要に応じて、得たデータを報告すると共に積極的に研究結果についても報告、公表するように努めること。
- (6) 捕獲されたクマが、次のいずれかに該当し、学習放獣をするに値しないときは、その旨を発注者にアドバイスすること。
 - (ア) 人身被害（登山道など奥山での被害を除く）、家畜被害、人家侵入を起こしたことが明らかな個体
 - (イ) 手負いの痕跡がある場合
 - (ウ) 同じ場所で3回以上の捕獲経験がある個体
- (7) クマの状態により、解毒薬の使用を認める。
- (8) 住民などに対する学習放獣の必要性や有効性についての説明等にも、積極的に協力すること。
- (9) 放獣するにあたっては、ドラム缶を叩いたり、花火・唐辛子スプレー等を使用し、人間界の怖さを十分に学習させてから放獣すること。

檻の撤去

- (1) 発注者より捕獲檻撤去の指示があった場合、撤去を速やかに行なうこと。

(2) 捕獲または設置許可期間が満了になった檻は速やかに撤去すること。

(3) 設置場所の現況を回復すること。

その他

明示のない事項及び不明な点については、発注者の指示を受けて行なうこと。

3 委託料の支払い

(1) 請負者は、事業実施ごとに完了届、作業写真、作業記録簿を速やかに提出し、発注者の検査を受ける。検査に合格した時、請負者は、その実施分の委託料を請求することができる。発注者は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。